

保存版

子どもたちの安全な学校生活のために

令和 8 年度 境南小学校 危機管理に関するマニュアル

この冊子には校内及び登下校を含む災害時の対応についての安全対策・風水害・大地震・不審者などへの危機対応マニュアルが示されています。

よくお読みいただき、ご理解とご協力をお願いいたします。

武蔵野市立境南小学校

武蔵野市境南町 2 - 2 7 - 2 7

TEL 0422-32-3401

I 校内の安全確保について

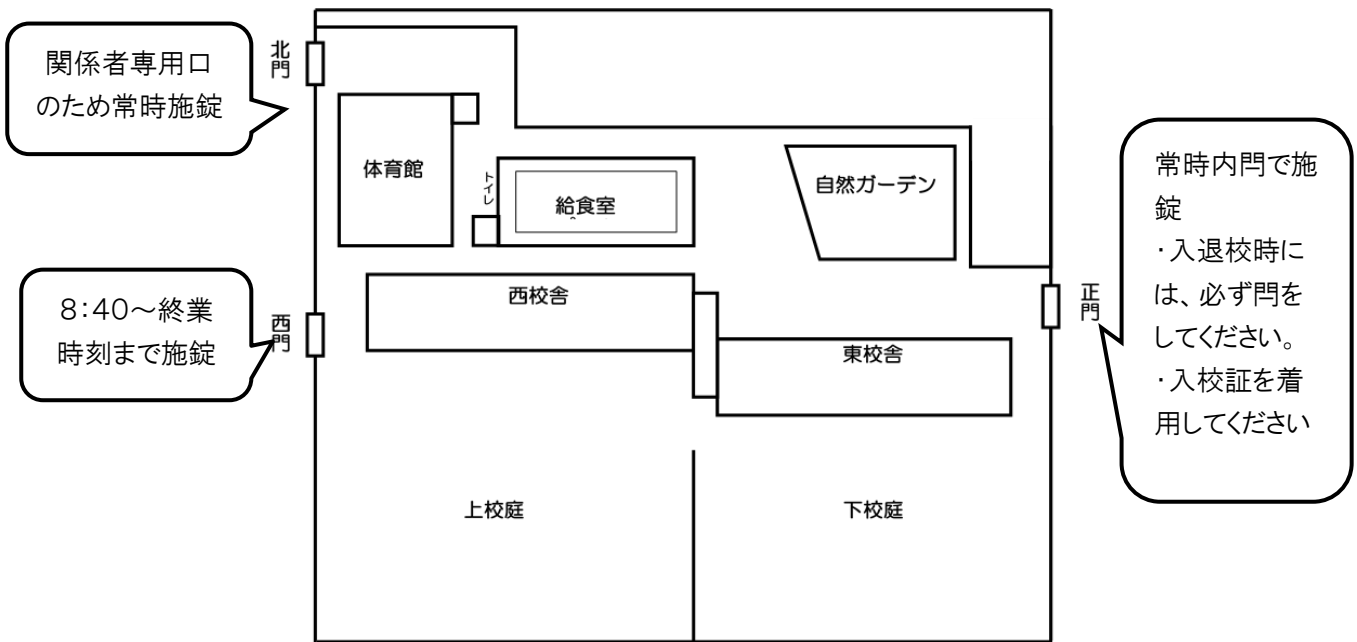
1 昇降口の開錠・登校時刻

- ・ 8時15分に昇降口ドアを開けます。
- ・ 7時30分から8時15分までは校庭開放（雨天時は体育館）を利用できます。ただし、学校行事等で体育館が使用できない場合は、晴れている日のみの利用となります。
- ・ 合唱団の朝練習等で担当の先生がつく場合はこの限りではありません。担当の先生に確認してください。

- ・ 遅刻や早退など、通常と異なる登下校をする場合には、必ず保護者の同伴が必要です。
- ・ 遅刻・早退のときは、安全確保のため、必ず保護者に送り迎えをお願いします。教室まで同伴し、学級担任と顔を合わせてから引き渡し、引き取りをしてください。

2 校舎への出入り（保護者）

- ・ 保護者の来校は原則として徒歩でお願いいたします。
- ・ 来校時は、2階にある正面入り口(電子錠がかかっています。インターホンを押してください。職員が解錠します)から入っていただき、事務室前にある名簿に記名をしてから、教室等へ向かうようにしてください。
- ・ 入学時、転入時に各家庭に（家庭数）、入校証をお渡しします。学校に来る時には必ず入校証を身に付けてください。



3 日常の巡視、警戒について

- (1) 8時15分に児童が校舎に入る時には、教職員の看護当番が児童の安全を見守ります。
- (2) 中休み、昼休みは教員の看護当番と日直が分担して、校舎内・校庭の巡視をします。
- (3) 不審者侵入時の対応
不審者侵入時の対応について、職員は毎年、武蔵野警察署の指導のもと、研修・訓練を行って

います。児童へも不審者侵入を想定した避難訓練を実施しています。

4 最終下校時刻

・月、火、金	4時間授業	13時15分
	5時間授業	14時35分
	6時間授業	15時25分（クラブ・委員会の日は15時20分）
・水、木	4時間授業	13時15分
	5時間授業	14時05分
	6時間授業	14時55分

※学校行事の前などに、やむをえず最終下校時刻以降に児童を残す場合があります。その場合は、ご家庭に学級担任が連絡します。

5 忘れ物をした時

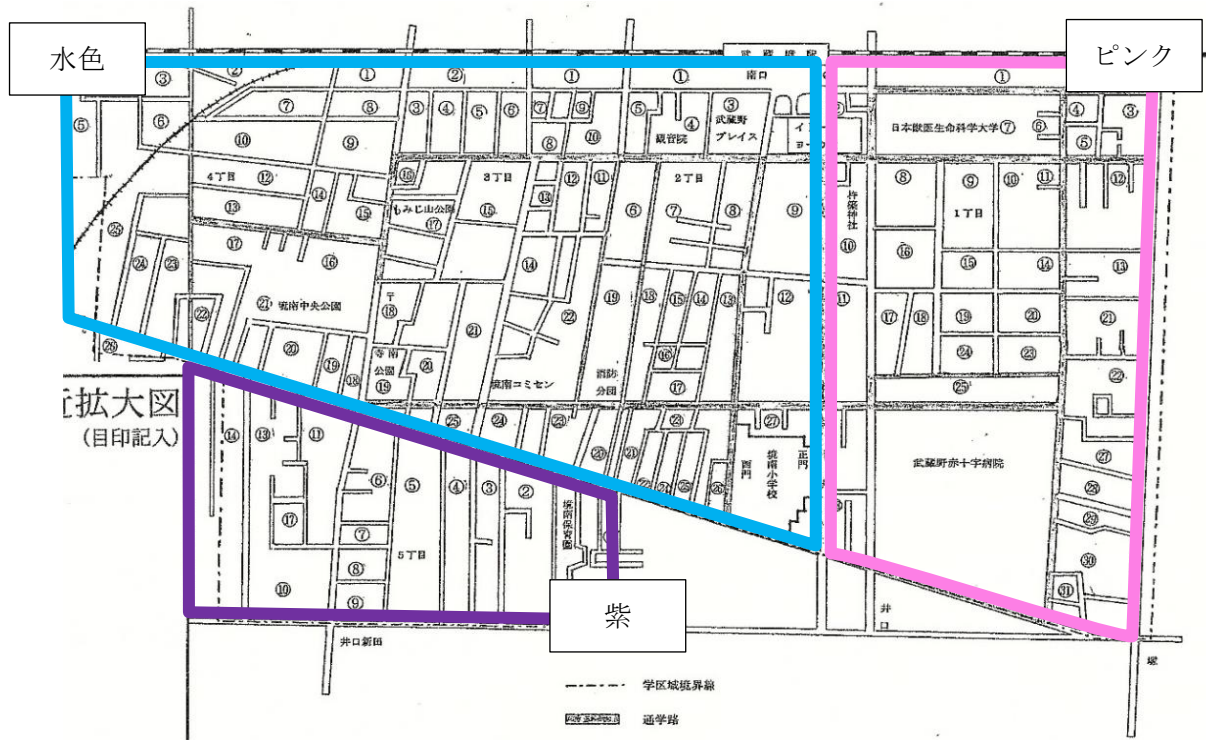
- ・一度登校したら、忘れ物を取りに家に戻ることは安全上認めておりません。
- ・下校後、学校に物を取りに来るときは、事務室前の名簿に記入をしてから取りに行くようお願いいたします。15時25分以降は保護者の方と一緒に来てください。

II 登下校の安全確保について

【通学路について】

1 通学路指定の理由

- (1) 交通安全の観点から、安全と思われる通学路を指定し、安全を確保します。
- (2) 連れ去り事件などの防止の観点から、人通りのある通学路を指定しています。
- (3) 通学路上での事故では、日本スポーツ振興センター（学校保険）の災害共済給付制度を受けることができます。但し、習い事等で学校から現地に直接向かう場合は、上記制度を受けられない場合がございます。



2 通学路の決め方

生活 - 18

- (1) 安全に、境南小学校指定の主通学路に出るようにしてください。
- (2) 1丁目方面はピンクコース、2～4丁目方面は水色コース、5丁目方面は紫コースとしています。
- (3) お子さんとも話し合い、決定し届けた通学路を必ず通らせてください。
- (4) 登下校ともに、必ず決められた通学路を通らせて下さい。

Ⅲ 緊急災害時の対応について

緊急災害が発生した場合、学校では子どもたちの安全を考えて、以下の措置をとります。また、災害時のご家庭での対応を子どもたちと話し合っておいて下さい。日ごろから子どもたちにその日の家庭の予定を伝えておいていただきたいと思います。

基本的に、学校からの連絡は「校支援アプリ」「ホームページ」を使います。

※メール配信が困難な状況の場合、171-0422-32-3401【災害伝言ダイヤル】を活用します。

「本校児童全員無事です。〇〇に避難しました。」等、録音をします。「171」をダイヤルした後、アナウンスに従って録音を再生ください。

■災害の状況により、学校がとる措置は変わります。以下は**原則**です。

地震（それに伴う火災）

レベル		登校前	登校後
I	・震度4未満		・注意を喚起して児童を下校させます。
II	・震度4以上で、学校での子どもたちの安全が確保されないと判断した場合	・ニュースや学校からの連絡により、休校や登校時刻変更などの知らせが届いた場合には、その指示に従ってください。	◆校長の判断により、以下の①か②の措置を取ります。 ①集団下校させる。(学年ごと又はコースごと) ②子どもたちを、保護者または保護者代理人に引き渡す。 ・引き渡し場所は、原則的には教室。 ・教室にいたることが危険だと判断したときは校庭。
III	・警戒宣言発令 ・震度5弱以上の地震 ・校舎の火災、ガス漏れ等が発生した場合	・学校は休校になります。 ・登校中の場合には、そのまま登校します。その後保護者に引き渡します。	・校支援アプリ一斉配信、ホームページ掲載 学校は直ちに保護者または保護者代理人に、子どもたちを引き渡す態勢を取ります。 <u>引き渡し場所は、原則的には教室ですが、教室にいたることが危険だと判断した時は、校庭に移動</u> して引き渡しを続けます。 ・下校中の場合には、職員が分担してそれぞれの通学路に立ちます。子どもたちはそのまま帰宅します。

台風（風水害）

レベル	想定	子どもたちへの対応	
		登校前	登校後
I	・天候の悪化が予想される場合		・注意を喚起して児童を下校させます。
II	・災害により、学校での子どもたちの安全が確保されないと判断した場合	・ニュースや学校からの連絡により、休校や登校時刻変更などの知らせが届いた場合には、その指示に従ってください。	◆校長の判断により、以下の①か②の措置を取ります。 ①集団下校させる。（学年ごと又はコースごと） ※時間の経過とともに安全の確保がされると判断した場合は、下校時刻の繰り下げを行うこともあります。 ②子どもたちを、保護者または保護者代理人に引き渡す。 ・引き渡し場所は、原則的には教室。
III	・台風の接近等で暴風や大雨等の警報が発令された場合	・学校は休校になります。 ・登校中の場合には、そのまま登校します。その後保護者に引き渡します。	・校支援アプリ一斉配信、ホームページ掲載 学校は直ちに保護者または保護者代理人に、子どもたちを引き渡す態勢を取ります。 <u>引き渡し場所は、原則的には教室です。</u> ・下校中の場合には、職員が分担してそれぞれの通学路に立ちます。子どもたちはそのまま帰宅します。

事件（不審者等）

この一覧の対応を原則としますが、警察・教育委員会からの情報提供の時期・内容によって、学校長がレベルの判断をして対応する場合があります。

レベル	事件の様子	学校の対応	知らせ方
I	・学区域内で事件発生。	・注意を喚起して児童を下校させる。	・緊急度に応じて、注意喚起のお手紙を出すか、校支援アプリで通知を出します。
II	・隣接する市区で事件発生。犯人が逃走中。	・集団下校させる。（学年ごと又はコースごと） ※時間の経過とともに安全の確保がされると判断した場合は、下校時刻の繰り下げを行うこともあります。	・注意喚起のお手紙を出すか校支援アプリで通知を出します。
III	・市内で事件が発生。犯人が逃走中。	・コースごとに全校一斉下校させます。	・校支援アプリで通知を出します。
IV	・学区域または隣接地域で凶悪事件が発生。犯人が逃走中。	・保護者に引き取りをお願いします。	・校支援アプリで通知を出します。

○校外での対応

不審者に会った時は、できるだけ早く、近くの大人に知らせ、110番してもらおうよう話しておいてください。警察への連絡後、学校にお知らせください。

○不審電話への対応

個人情報聞き出しの被害を防ぐために

- ・電話のそばに電話番号を記録した書類を置かない。(引き出しの中など)
- ・不審な電話がかかってきたときも警察への連絡後、速やかに学校にお知らせください。

- ・電話のそばに電話番号などの個人情報類の書類を置かない。(引き出しの中などお子さんの目の届きにくいところ)
- ・不審電話がかかってきたときも警察への連絡後、速やかに学校にお知らせください。
- ・子どもが電話をとった場合はすぐに大人に代わる。大人がいない場合は「自分は分かりません。」と言って電話を切る。(家の方が留守とは言わない。)
- ・大人が電話をとった場合は、決して住所・電話番号を教えることなく電話を切る。「本人から連絡をする」と言って、相手の電話番号を聞いておくのもよい。

◆学級担任が、引き渡しカードに名前のある保護者または保護者代理人であることを確認してから引き渡します。学校は、保護者が引き取りに来るまで責任をもって子どもたちを預かります。兄弟関係がある場合は、年長の学年から引き取るようにして下さい。

※引き渡しカードには、確実に責任をもって引き取りできる方を「引き取り者」として記入して下さい。

V 集団下校について

◆方面別コース（P17 学区通学路参照）ごとにまとまって下校し、担当教員がポイントにて見守りをします。

コースカラー	方面
ピンク	境南町1丁目
水色	境南町2～4丁目
紫	境南町5丁目

※学童クラブの子どもたちは、学童指導員が引き取りに来るまで学校で預かります。

※緊急事態が起こった場合、あそべえには行けません。

※通学路の変更等により、下校コースが変わる場合は、速やかに担任までお申し出ください。

VI 安全管理の徹底（不審者対応について）

1. 自校の現状と課題

- ①警備員が配備されておらず、常に侵入可能な門（正門・西門）
- ②各教室に設置されていない内線
- ③ベランダから侵入可能な教室
- ④地域や講師等が多く来校する学校の特徴

※さすまた、盾、電話の数と場所については別紙参照

2. 日頃からの安全対策

（1）出入口の限定と施錠の徹底

- ・登下校時以外は原則学校敷地内への出入口は正門のみとし、北門と西門は常時施錠。

※業者や講師等が車で来校される際は、事前に管理職と事務室に報告し、開門方法を伝え、用務主事に対応する。

登下校時の対応

西門

登下校時（登校時は8：15～8：40）以外の時間は施錠。

東校舎昇降口

3年生側の扉は、西門同様登下校時（登校時は8：15～8：40）以外の時間は施錠。1・2年生側の扉は、鍵は掛けずに扉を閉める。

西校舎昇降口

1・2年生側の扉と同様、鍵は掛けずに扉を閉める。

※東校舎西校舎共に、最終下校時刻になったら各フロアの教員が確実に施錠をし、日直が最終確認を行う。

- ・事務室を受付とし、来校者名簿に記名を求め、入校証の着用の確認を行う。

（3）学校敷地内、校舎内の巡視

- ・来校者には挨拶を行う。
- ・名札と笛を常に身に付ける。

VI 病気・出席停止について

出席停止とは、感染症が広がるのを防ぐため、児童生徒を登校させないことをいいます。出席停止の期間は、欠席扱いにはなりません。

【出席停止（自宅療養）の基準】

インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。 (※鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱後、3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふく)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで。
風しん(三日はしか)	発疹が消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。
咽頭結膜熱	主要症状が消失した後、2日を経過するまで。
結核	病状により、学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により、学校医その他の医師において伝染の恐れがないと認めるまで。
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快した後1日を経過するまで。

「学校において予防すべき感染症」により出席停止になったお子さんが、医療機関から登校許可された場合は、「登校許可証明」の発行を受け、必ず登校時に学校へ提出してください。

- * 登校許可証明の用紙は武蔵野市医師会会員の医療機関にあります。
- * 用紙の提出がない場合は、出席停止扱いとして認められません。
- * 登校許可証明作成にかかる手数料については、武蔵野市医師会と市との契約により、市で費用を負担しますので保護者の負担はありません。ただし、他市の医療機関など、武蔵野市医師会会員以外の医療機関では有料となる場合もあります。この場合の費用は医療機関により異なります。
- * 学校感染症から回復し登校できるようになり、医師の判断を受けたのち登校する(登校許可書をもろう)場合、遅刻扱いにはなりません、遅れる旨を担任に連絡をお願いします。

【学校において予防すべき感染症】

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)及び鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。)新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症

上記以外に、条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など

学校でのケガや病気で緊急に家庭に連絡することがありますので、連絡先を明確にしてください。

なお、連絡先が変更になった場合は必ずお知らせ下さい。

VII 熱中症対策について

1 暑さ指数 (WBGT) と教育活動

- ・屋外または冷房のない屋内での活動前には、必ず活動場所における暑さ指数の測定・確認を行う。
- ・活動中も、気象の変化に注意しながら、適宜測定・確認を行う。

暑さ指数 (WBGT)	運動指針 (日本スポーツ協会)	学校生活を安全に過ごすために
31℃以上 危険 (運動は原則中止)	特別な場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。	体育などの運動は原則中止。まち探検・観察・写生・屋外での集会などは中止または活動時間の短縮。
28～31℃ 厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。 運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。	激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は中止。
25～28℃ 警戒 (積極的に休息)	熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。	積極的に休息をとる。 激しい運動の場合は、30分おきに1回以上の休息をとるとともに、水分・塩分を補給する。
21～25℃ 注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。	運動の合間に積極的に水分・塩分補給を行う。
21℃未満 ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。	適宜水分・塩分補給を行う。

※熱中症アラートが発令されている場合や、市教委等から別途通知が出ている場合はこの限りでない。

2 暑さ指数 (WBGT) の測定について

- ・屋外または冷房のない屋内での活動前には、授業者が測定し、指数に合わせた活動内容を決定する。(校外学習含む)
- ・中休み前・昼休み前は、養護教諭または職員室にいる教職員、管理職が測定する。運動の中止等の対応が必要となる場合には、養護教諭または職員室にいる教職員、管理職が放送を行い、赤旗を立てる。
- ・測定結果は、職員室の黒板に掲示する。(測定者が適宜更新する。)